

1 . 提供データの範囲

「整理標準化データ」は、以下の条件で発生するものが提供対象となる。

(1) 新規データ

(a) 基本情報の項目群は、該当公報が発行された案件が、順次、提供対象となる。

特 許：公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、
公告特許公報、特許公報

実用新案：公開実用新案公報、公表実用新案公報、
再公表実用新案、公告実用新案公報、
登録実用新案公報、実用新案登録公報

(b) 登録情報の項目群は、設定登録のなされた案件が、提供対象となる。

(c) 上記以外の情報の項目群は、特許庁内にて新規発生した案件が、順次、提供対象となる。

(2) 更新データ

特許庁内にて更新処理の対象となった案件を、更新が施された特許庁の各マスタ単位で提供対象とする。

提供対象となった案件は、新規 / 更新に関わらず、該当特許庁マスタ上の提供対象全項目を含んだ状態で提供する。

例えば、出願マスタの 1 項目にデータが新たに発生ないし更新された場合、出願マスタの残りの項目も全て収録して提供する。

2 . 提供データの種類

整理標準化データには、表 2 . 1 に記す 8 種類が存在する。

各マスタ間に原則として関連性は無く*¹、提供周期の特定期間内で、各々に該当する特許庁マスタに新規に発生又は、更新が発生した案件についての情報が収録されている。

また、提供の事情形態によって「通常提供」（定期的な提供）と「特殊提供」（通常提供とは異なり、ある範囲のデータを 1 回のみ提供する）とに区分けする。

* 1 引用文献マスタでは、出願マスタが提供可能な状態にある案件が提供対象となる。

2 . 1 通常提供

(1) 平成 1 5 年度第 2 6 回提供以降のデータ

特許庁内で、上記の提供回数範囲に更新処理の対象となった案件、又は新規に提供対象となった案件の提供データ内容は、「整理標準化データ仕様書 XML 編 【第 1 版】」（当仕様書）の記述内容に従うものである。

2 . 2 特殊提供

(1) 過去分データの特殊提供

特許庁内で、平成 1 6 年（2004 年）8 月 2 9 日（定常提供平成 1 6 年度第 1 2 回までの範囲相当）時点で保有している案件の内、出願番号の年部が 1 9 8 3 年以降の案件に対して提供を行う。提供データ内容は、「整理標準化データ仕様書 XML 編 【第 1 版】」の記述内容に従うものである。

提供対象マスタは以下である。

- (a) 出願マスタ
- (b) 登録マスタ
- (c) サーチマスタ
- (d) 引用文献マスタ

表 2.1 提供データの種類一覧

項番	提供データの種類		提供データの内容	備考
1	出願マスタ	特 許	特許庁の「出願マスタ」に関する情報。 基本情報区分の項目（出願受付から最終処分に至るまでの書誌・経過情報等）が収録されている。	1回 / 2週
2		実用新案		
3	登録マスタ	特 許	特許庁の「登録マスタ」に関する情報。 登録情報区分の項目（特許権等、これらの権利の移転・消滅・変更等、権利に関する書誌的事項等）が収録されている。	1回 / 2週
4		実用新案		
5	サーチマスタ	特 許	特許庁の「サーチマスタ」に関する情報。 サーチ情報区分の項目（テーマコード及びフォーム等）が収録されている。	1回 / 2週
6		実用新案		
7	引用文献マスタ	特 許	特許庁の「国内引用文献マスタ」と「非特許書誌マスタ」に関する情報。 国内出願引用文献情報区分の項目（引用した文献に関する情報等）が収録されている。	1回 / 2週
8		実用新案		